

令和5年度

地域づくり交付金 事例集

中央地域



秋田市

中央市民サービスセンター

【目次】

中央地域

P2	...	広げよう「保戸野いきいき音頭」 づくりで地域活性化事業	「保戸野いきいき音頭」づくり 実行委員会
P3	...	「情報通信技術を活用した地域 づくり」推進事業	防災まちづくり連合協議会
P4	...	地域と住民を繋ぐ 「情報プラットフォーム事業」	中央地域まちづくりプラット フォーム
P5	...	地域でポッチャ100人 プロジェクト	旭北地区体育協会
P6 ～ P8	...	メモ	
P9	...	地域づくり交付金とは	
P10	...	継続事業の交付対象期間を 延長する特例措置について	

広げよう「保戸野いきいき音頭」づくりで地域活性化事業

申請団体	「保戸野いきいき音頭」 づくり実行委員会
事業概要	日本の伝統とも言える「音頭」を地域で将来に伝承することを目的に作成。地域の盆踊り大会や、運動会などで披露した。また、振付け指南DVDや記念誌も作成し、希望した団体等への貸出しも行っている。
交付確定額	500,000 円

★ コメント ★

完成した音頭を、令和5年5月に開催された地区の運動会で初披露した。地域の小学生も参加し、和気あいあいとした空気での披露となった。

また、12月には完成記念誌「保戸野いきいき音頭誕生ストーリー」を刊行。音頭の振付け指南DVDとセットでの貸出しを開始し、各種団体から個人まで、複数の貸出し申請があった。

令和6年の3月に、振付け動画をYouTubeにアップロードし、誰でも気軽に視聴できるようにしている。

今後は音頭の応援隊である「保戸野いきいき音頭推し推しクラブ」を立ちあげ、保存会としての役割を持ちながら、住民が楽しんで関わる場所づくりを図る。



保戸野いきいき音頭
(YouTube)

「情報通信技術を活用した地域づくり」推進事業

申請団体	防災まちづくり 連合協議会
事業概要	様々な防災情報が得られるようになった一方で、地域住民がそれらを認識し、十分に活用できていないのではないかという懸念から、住民の災害対応力と地域の防災力向上を目的とした取組を行う事業。
交付確定額	480,000 円

★ コメント ★

災害時の安否確認や外出先での避難所の早期把握などのスマホ活用方法を記載した小冊子の作成配布および、その内容を解説するためのスマホ教室を複数回開催した。

スマホ教室では、参加者全体への説明にとどまらず、複数名の講師の対応によって個別説明を丁寧に行い、初めて使用する機能を参加者が確実に理解して操作できるようになるなどの成果があった。

また、スマホ教室の開催後に行ったアンケートでは約9割の参加者が「内容を理解できた」、「役に立った」と回答し、好評であった。

今後はICTを活用した地域住民の防災意識調査や防災訓練の参加登録、地域防災に関する情報共有等を行い、住民のニーズに合わせた分かりやすく効果的な防災資料づくりに取組む。



本書の利用方法

- 家族・地域の人と一緒に確認
- 非常持出し袋にいれておく(目の付くところに置いておく)

災害時に役立つスマホ活用術

入れておきたい防災アプリ

LINE NHK ニュース防災 Googleマップ docomo au SoftBank

スマホを利用するにあたって準備しておきたいもの

モバイルバッテリー 電源アダプター イヤホン

防災まちづくり連合協議会®
(令和5年度 熊田市地域づくり交付金事業)

【連絡する】

【連絡をする】 【不通の場合、伝言メモを送る】

【災害情報を確認する】

【自分の居場所を伝える】

【マップで避難場・場所をさがす】

地域と住民を繋ぐ「情報プラットフォーム事業」

申請団体	中央地域まちづくりプラットフォーム
事業概要	地域住民による、まちづくりの事業として、構築した情報プラットフォーム「まちプラあきた中央」のホームページの運営を中央地域の住民と「PR大使」と呼ばれる学生と連携しながら実施した。
交付確定額	500,000 円

★ コメント ★

これまでに引き続き、PR大使が地域から情報を収集し、ホームページへ掲載するなど、定期的に更新を行う活動を継続した。

また、ホームページのリニューアルを行い、より身近な地域情報や、町内会をはじめとする各団体が発信したい情報を、希望する時期に掲載できるようにした。

これまでは、取材活動と記事掲載の編集作業を大学生のみで行っていたが、リニューアルによって、定期的に地域から学生に情報が送られて、学生がホームページに掲載する方法や、地域の住民が編集作業を行い、掲載する方式を継続的に実施すべく、試験的な取組を行っている。



まちプラあきた中央
(ホームページ)

地域でポッチャ100人プロジェクト

★ コメント ★

地域の方々からの体験希望が多くあったことを受け、コミセンで毎週土曜日に定期的で開催した。参加人数も延べ500人を超え、目標値は達成され、参加者間での交流が深まり、身体の適度な疲れによる食欲増進と熟睡の助長がもたらされた。また、仲間同士の交流から心の健康にも波及効果があった。

令和5年10月には、地域住民と小中学校が連携し実施する「100人プロジェクト」を企画した。チラシ(200枚)を各町内会と学校等に配付し周知に努めた効果により、100人を超える参加があった。スポーツを通じて、競技する人と応援する人が一体となることができた有意義な事業であった。

申請団体	旭北地区体育協会
事業概要	設立から45年目をむかえ、地区住民が気軽にスポーツに取り組む、健康の維持および増進を図る目的で活動する中で、年々高まる健康志向やライフスタイルの多様化にあわせ、東京パラリンピックで正式種目となった「ポッチャ」競技を普及させることを目的とした事業。
交付確定額	140,000 円



◎地域づくり交付金とは

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

◎対象となる事業は

4月1日から翌年3月31日まで実施され完了する事業

- ・地域の課題解決－地区防災避難訓練の実施など
- ・地域の連携促進－地域世代間交流イベントの開催など
- ・地域力の向上　－地域住民で身近な史跡を巡って記録誌作成など
- ・地域の魅力普及－地域に古くから伝わる踊りや、郷土料理の復活・継承など

◎交付金額は

事業1件につき5万円以上50万円以下です。

1年目から3年目までは交付対象経費の全額。4年目は交付対象経費の3分の2。5年目は交付対象経費の3分の1です。

なお、詳しい内容については「地域づくり交付金の手引き」をお読みください。

ご相談は、各地域の市民サービスセンターの窓口でお伺いいたします。また、他の市民サービスセンターでもご相談をお伺いいたします。

ご相談をお待ちしております。

地域づくり交付金の継続事業の 交付対象期間を延長する特例措置について

地域づくり交付金の交付対象期間は、最初に交付した年度から起算して、5年を限度としています。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を継続実施できなかったため、申請を行わなかった年度については、交付対象期間に含めないとする措置を取っています。

令和6年度以降に対象事業が複数年交付を受ける際は、下記の期間計算の例を参考にしてください。

なお、交付期間を延長する特例措置については、平成28年度から令和4年度の間、1年目の交付を受けた事業が、対象となる可能性があります。詳しくは、裏表紙に記載の申請窓口となる市民サービスセンターでご確認のうえ申請するようご注意ください。

【継続事業の通常の期間計算】

- ・同一事業が交付対象となる期間は最初に交付した年度から起算して5年間が限度です
- ・4年目は、交付対象経費の3分の2に相当する額とし、5年目は、交付対象経費の3分の1に相当する額としています

例 A	交付状況	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付確定	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	全額	全額	3分の2	3分の1	-

通常は、最初に交付した年度の次の年度からは申請のない場合も2～5年目として期間に算入されます

例 B	交付状況	交付確定	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	交付対象外
	交付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	-	-

【令和2年度から令和5年度の間継続事業の対象となる場合の期間計算の特例適用について】

①平成28年度以後に初めて交付対象となった事業のうち、②令和2年度から令和5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により交付対象事業を実施することができず、交付金の交付決定を受けていない年度がある場合、当該年度は交付年度の期間に算入されないため、以下のような取扱いになります

例 C	対象年度	H31(R元)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	対象事業	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし				R2～R5年度 ※特例適用により2年目の事業として申請可能
	交付状況	交付確定	※特例で期間(年数)に算入しない				2年目
	交付年度	1年目					
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	-	全額

例 D	対象年度	H31(R元)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	対象事業	実施により交付申請	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし		実施により交付申請	R3～R5年度 ※特例適用により2年目の事業として申請可能
	交付状況	交付確定	交付確定	特例で期間(年数)に算入しない		交付確定	
	交付年度	1年目	2年目			3年目	4年目
	交付対象経費の割合	全額	全額	-	-	全額	3分の2

令和6年度以降は、継続事業として申請しない年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による期間計算の特例が「適用されない」ため、通常どおり、申請の有無にかかわらず、2～5年目として期間に算入されます

例 E	対象年度	H31～R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	対象事業	実施により交付申請	新型コロナウイルスの影響により実施不可のため申請なし		申請なし	R4、R5年度 ※特例適用により5年目の事業として申請可能	交付対象外
	交付状況	交付確定	特例で期間(年数)に算入しない				
	交付年度	1～3年目			4年目	5年目	6年目
	交付対象経費の割合	全額	-	-	-	3分の1	-

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

平成23年度より令和5年度までの間に延べ750件を超える事業に活用されています。

皆様の地域でも、この事例集を参考にして、皆様の意欲やアイデアを活かし、住みよい地域づくりの活動に、地域づくり交付金を活用してみたいかですか。

ご相談をお待ちしております。

秋田市 市民生活部 中央市民サービスセンター

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL: 888-5643 FAX: 888-5641

E-mail: ro-copr@city.akita.lg.jp

事例集はホームページでご覧いただけます。

秋田市 地域づくり交付金

検索

